

## ベビーカー利用の円滑化に向けた今後の取り組み

### 1. これまでの取組について

ベビーカー協議会とりまとめ（平成 26 年 3 月）の「IV 今後の普及・啓発」に基づき、各関係者と連携しつつ、以下の取組を実施してきたところである。

- 駅や車内などでのポスターの掲示やチラシの配布
- 鉄道やバス車両などへのベビーカーマークの掲出
- ホームページやアナウンスなどによる取組の周知
- イベント、フェアなどでのポスターの掲示やチラシの配布 等

認知度を調べたところ、ベビーカーマークの意味を知っていた者は、3 割程度にとどまり、「ベビーカーマークを見たことがあり、意味まで知っていた」者は、下記（ ）書きの数値）のとおりであった。この認知度は、平成 27 年 3 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」に設定された 50%という目標値を達成していないことから、認知度の向上に向け、継続的に取組を実施する必要がある。

- 内閣府世論調査
  - ・平成 27 年 12 月実施 **34.5%** (24.9%)
- 国土交通省インターネットモニターアンケート調査
  - ・平成 28 年 2 月実施 **32.2%** (17.0%)
  - ・平成 28 年 9 月実施 **31.1%** (17.4%)
  - ・平成 29 年 9 月実施 **31.2%** (16.6%)
  - ・平成 30 年 9 月実施 **34.3%** (19.3%)
  - ・令和元年 11 月実施 **38.7%** (22.3%) 速報値

<参考> ベビーカー協議会とりまとめ（H26. 3. 26公表）（抜粋）

P 3 0

#### IV. 今後の普及・啓発

##### 1. 関係者の役割

本協議会で作成した「ベビーカー利用にあたってのお願い」を実効性のあるものとするためには、ベビーカー一使用者や周囲の方に対して、この「ベビーカーの安全な使用」及び「ベビーカー利用への理解・配慮」の内容を十分に周知し、浸透させていくことが極めて重要である。

このため、本協議会の構成員である国や交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーは、広く国民やそれぞれが提供するサービスを利用する者に対し、広報・周知活動を行う。

さらに、子育て団体等その他の協議会構成員についても、広く普及啓発活動等を行うよう努める。

具体的には、以下のような取り組みを進める。

#### ①国

- ・ イベント等の開催（バリアフリー教室の活用 等）
- ・ ポスターの掲示やチラシの配布について、関係省庁を通じた所管団体への協力依頼（流通業界、福祉・子育て関係団体 等）

#### ②交通事業者

- ・ 駅や車内などでのポスターの掲示やチラシの配布
- ・ 鉄道やバス車両などへのベビーカーマークの掲出
- ・ HPやアナウンスなどによる上記取り組みの周知

#### ③施設管理者

- ・ 施設でのポスターの掲示やチラシの配布
- ・ エレベーターなどへのベビーカーマークの掲出
- ・ HPやアナウンスなどによる上記取り組みの周知

#### ④ベビーカーメーカー

- ・ 製品の取扱説明書の（必要に応じた）見直し
- ・ 販売店等を通じたチラシの配布
- ・ イベント、フェアなどでのポスターの掲示やチラシの配布
- ・ HPなどによる上記取り組みの周知

#### ⑤子育て団体

- ・ 関係者の理解や協力によるポスターの掲示やチラシの配布
- ・ キャンペーンの実施やイベントの開催等への協力
- ・ HPなどによる上記取り組みの周知

上記関係者の取り組みについては、継続的に実施することが求められるため、来年度以降も本協議会を存続させ、取り組み状況について定期的にフォローアップすることや、広報・周知活動を続けていくこととする。

## 2. 平成30年度の取組について

- (1) ベビーカーキャンペーンの実施（毎年5月）
- (2) キャンペーンに合わせて、ベビーカーの利用に関するキャンペーンを広報
  - ①官邸メールマガジンへの掲載
  - ②国土交通省公式ツイッターへの掲載
  - ③ヤフーバナー広告（政府広報）
- (3) 一般財団法人運輸振興協会の会報への掲載
- (4) 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団会報誌への掲載
- (5) こども霞ヶ関見学デーにおけるポスター掲示  
＜平成30年8月1日（水）～2日（木）：国土交通省3号館10F大会議室＞
- (6) ベビー・キッズ&マタニティショー2018におけるポスター掲示、チラシの配布  
＜平成30年9月29日（土）～30日（日）：東京ビッグサイト＞
- (7) 地方運輸局等が実施するバリアフリー教室におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発
- (8) 中学生向けバリアフリー副教材へのベビーカーマークの掲載

### 3. 令和元年度の取組について（令和元年11月時点）

- (1) ベビーカーキャンペーンの実施（毎年5月）
- (2) キャンペーンに合わせて、ベビーカーの利用に関するキャンペーンを広報
  - ①官邸メールマガジンへの掲載
  - ②首相官邸LINEへの掲載
  - ③国土交通省公式ツイッターへの掲載
  - ④ヤフーバナー広告（広告期間：5月31日～6月17日、約1,833万画面にベビーカーマークのバナー広告が表示）
- (3) 一般財団法人運輸振興協会の会報「運輸振興（令和元年5月31日）」への掲載
- (4) 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団広報誌「エコモ（64号9月発行）」への掲載
- (5) 国土交通省内見学対応（11月末現在（1月～6月）で、中学校4校で生徒24名）
- (6) ベビーカーマークに関するインターネット調査（7月実施）
- (7) こども霞ヶ関見学デーにおけるポスター掲示  
＜令和元年8月7日（水）～8日（木）：国土交通省3号館10F大会議室＞
- (8) 東京都消費者月間事業 2019年「見て、聞いて、話そう！交流フェスタ」におけるポスター掲示  
＜令和元年10月25日（土）～26日（日）：新宿駅西口広場イベントコーナー＞
- (9) 地方運輸局等が実施するバリアフリー教室におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発
- (10) 国土交通省インターネットモニターアンケート調査（11月実施）

### 4. 今後の取組について

これまでの取組を踏まえ、次年度も継続的に取組を実施することとし、協議会構成員の積極的なご協力をお願いしたい。

- (1) 令和2年度の取組について
  - 1) キャンペーンは、引き続き実施する。
  - 2) 従来から実施している公共施設や公共交通機関等でのポスターの掲示やチラシの配布、デジタルサイネージでの啓発、ベビーカーマークの掲出などの取組について引き続き実施する。
  - 3) 普及・啓発活動の取組として、以下の事項について引き続き実施する。
    - ① 政府広報の活用
      - ・雑誌広告
      - ・スマホ版バナー広告
    - ② バリアフリー教室等におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発
    - ③ 商業施設との連携の強化（ポスター掲示の拡充 等）
  - 4) 内閣府世論調査に令和2年度の実施を希望する。

(2) その他の取組に関する検討について

①新たなポスターの掲示の検討（別紙（案））

②新たな周知活動等についての検討

（例）・自治体の広報誌などでの周知

・公共施設での掲示

今後の取組については、ご意見等をいただき、それを踏まえ、再度内部で検討のうえ、実現可能なものについては個別に調整させていただきたい。



(案)

事務連絡  
令和元年 月 日

子育てにやさしい移動に関する協議会  
構成員、協力員 各位

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

ベビーカーマークポスター等必要枚数調査について

平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

ベビーカーマークについては、来年度においても例年どおり5月1日から5月31日にキャンペーンを実施し、「ベビーカー利用にあたってのお願い」の普及・啓発やベビーカーマークの認知度の向上を図りたいと考えているところです。

来年度のベビーカーキャンペーンポスターについても、本年同様にベビーカーマークを大きく取り上げたポスターとしたいと考えております。

つきましては、ベビーカーマークポスター等必要枚数調査を実施いたしますので、必要枚数をご記入いただき、12月25日（水）までに担当者までご回答をお願い致します。

なお、送付時期は4月頃を見込んでおります。キャンペーン期間中の啓発は勿論のこと、出来るだけ長い期間啓発頂けますようお願い致します。

ご不明な点等ございましたら、担当者までご連絡をお願い致します。

ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

**【担当者】**

国土交通省総合政策局 安心生活政策課

川口 禎昭 <kawaguchi-y29e@mlit.go.jp>

渡辺 真里 <watanabe-m238@mlit.go.jp>

代表：03-5352-8111（内線 25-503、25-514）

ベビーカーの安全な使用を呼びかけるためのポスター・チラシの必要枚数調べ

送付先				ポスター必要枚数		チラシ必要枚数			備考
事業者、協会、団体名	〒	住所	宛先	タテ版(B1)	ヨコ版(B3)	建物版	鉄道版	バス版	
(例) 国土交通省	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	総合政策局 安心生活政策課	2	10	10	10	10	

【備考】

- ・ポスターのサイズ: タテ版(B1)、ヨコ版(B3)の2種類
- ・チラシのサイズ: タテ版(A4)の1種類(建物版、鉄道版、バス版)
- ・提出して頂いた数量につきまして、数量を調整させていただく場合がありますことご容赦願います。
- ・送付先につきましては、予算の関係で1事業者につき1箇所をお願いします。
- ・ポスター・チラシの送付は4月を予定しておりますが、送付の際は事務連絡も同封させていただきます。
- ・提出期限 12月20日(金) 厳守
- ・提出の際、ファイル名は団体名に加えてメールをお願いします。〈例: ベビーカーマークポスター必要枚数調査【日本民営鉄道協会】〉

ご存じですか？

ベビーカーマーク

このマークを見かけたら  
思いやりと気づかいを



## ベビーカーは大切な命を乗せています

西脇 彩華

混雑時などには、お互い譲り合って、快適にご利用いただけるよう、ご協力をお願いします。

ベビーカーマークは、ベビーカーを  
安心・安全に使用するためのマークです。



### ベビーカーマーク

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や  
設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)  
を表しています。



### ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備(エスカ  
レーター等)を表しています。



- 電車やバスでは、ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。
- ベビーカー使用者には、温かい気持ちを持って接し、見守りましょう。
- エレベーターがない場所での上り下り、バスの乗車時など、手助けを申し出てください。



- 周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
- 困っているときは遠慮せずに手助けをお願いしてみましょう。

「子育てにやさしい移動に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指します。

(特非) 子育てひろば全国連絡協議会、(特非) せたがや子育てネット、(特非) ぴーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、(一社) 日本民営鉄道協会、(一社) 日本地下鉄協会、(公社) 日本バス協会、(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社) 日本旅客船協会、定期航空協会、(一社) 全国空港ビル事業者協会、(一社) 日本ホテル協会、(一社) 日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、(一社) 日本ビルデング協会連合会、(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団、国土交通省









